

第5回民俗資料収集・保存方針等検討委員会 【議事録】

1. 日時・場所

令和8年3月19日(木) 14:00～16:00 奈良県庁第一会議室(小)

2. 出席者

(民俗資料収集・保存方針等検討委員会委員)

国立民族学博物館教授 日高委員長

鳥取県立博物館主幹学芸員 樫村委員

国立歴史民俗博物館外来研究員 川邊委員(オンライン)

大阪経済大学経済学部教授 下山委員

京都芸術大学名誉教授 伊達委員

(奈良県)

西村副知事

古川民俗博物館長

杉村文化財課長

事務局(奈良県文化財課、民俗博物館)

3. 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正について

国の基準に「廃棄」の文言を記載する検討がされていることについて、委員長から下記のコメント

- ・委員長が副理事長を務める文化財保存修復学会は、日本民具学会が国の基準改正で「廃棄」の文言を記載することについて遺憾の意を表明したことに賛同する。
- ・博物館で収集されたものは原則保存前提とすべきであり、原則論を覆すルールを明文化することに違和感を感じる。
- ・資料の経年劣化や活用等の消耗的な結果で、博物館資料としての登録を解除することは当然にあり得るが、こうした資料をどのように管理していくかというのは、個々の博物館の裁量に委ねるべきであり、一般的なルールとして定めていくことは、博物館活動を否定することに繋がる。
- ・廃棄や除籍の根本的な原因は、博物館の人員不足や予算不足であり、そうした点で、資料整理を行う環境にないということを文化庁が理解し、博物館の困り事をリサーチ、サポートしていくルールづくりをしていく方が先ではないかと考えている。

4. 事務局からの説明(資料除籍マニュアルについて)

第4回検討委員会の各委員の意見を踏まえ、再検討したマニュアルとなっている。

主な修正点は、下記のとおり。

- ・第2(基本方針)に「活用」の文言を追記

- ・第3(除籍候補基準)1の(1)「資料の性質から体験学習や古民家内での展示等に活用することで、教育普及等の効果が期待される資料」を追記
- ・第3(除籍候補基準)1の(3)【旧(1)】「保管することで環境に悪影響があるほか、」を削除。本来、博物館が環境の悪影響を防ぐことに努めるべきであり、この記述を削除することで、廃棄する資料を最小限とする意図。また、活用資料、譲渡資料、廃棄資料の区分を明確にするため、「認められ廃棄とする資料」を追記。
- ・第3(除籍候補基準)1の冒頭に「安易な廃棄は行わない」を追記。
- ・第4(除籍の手続き)1の(1)「～総務学芸課長及び館内学芸員全員、並びに必要なに応じて招致した人員による検討会で、」に修正。
- ・第4(除籍の手続き)1の(2)以降、「活用(候補資料)」を追記。
- ・第4(除籍の手続き)1の(7)～(9)に「候補」を追記。最終的な館長による決定前のため。
- ・第4(除籍の手続き)2の「譲渡の決定の優先順位は原則として次の順序とする。」について、前回委員会、県外施設及び個人へ譲渡する場合も、県内で譲渡する場合と同様に、優先順位を記載してはどうかという意見があったが、2の(5)で原則県外への譲渡は行わないこととしているため、記載していない。
- ・第5(改定)について、今後、除籍マニュアル以外のマニュアル策定を行っていくので、「3年ごと」の改正を待つのではなく、都度改正の必要が生じるため「随時」に修正。
- ・別紙(除籍までのフロー)について、フロー中の「活用候補資料」は、除籍後も館内で活用していくため、「譲渡候補資料」「廃棄候補資料」のフローのように、一般公開した上で除籍を決定するという流れとしていない。ただし、除籍が決定されたら、除籍理由等をHP公開していく。
- ・別紙(除籍までのフロー)について、本庁との連携強化のため、注記として「なお、一連の手続きにおいて、主管課及び文化財関係所管課に適宜確認及び報告するものとする」を追記。
- ・その他、微修正

5. 委員の意見

- 前回と比べ、除籍に「活用」という部分が入ることは非常に意味のあるものと考えている。改めて確認だが、除籍後の「活用」というのは、籍を入れ直すことはないのか。(下山委員)
⇒例えば、活用のため除籍した資料を古民家展示で一般の方に触って貰うと、そのうち壊れていくことも考えられ、そうなれば廃棄となるため、通常の貸出とは意味合いが違う。(事務局：民俗博物館)
- 除籍までの間に、主管課及び文化財関係課はフローに入っていないのか。(伊達委員)
⇒フローの下段「なお、一連の手続きにおいて、主管課及び文化財関係所管課に適宜確認及び報告するものとする」は、フロー全体にかかるものであり、当然、適時に相談して進めていくこととなる。(事務局：民俗博物館)
- 除籍マニュアルがだいぶ良くなってきており、博物館と文化財課が協力して検討した結果と認識している。前回、委員長から、博物館と文化財課が連携していくことが重要と大変良いご

意見をいただいたところだが、その点も踏まえて、フローの下段の文言が追加されたのだと思う。

そこで、除籍手続きにおいて、「総務学芸課長及び館内学芸員全員、並びに必要なに応じて招致した人員による検討会」に文化財課職員や、文化財課の推薦する方が入るという文言を記載しても良いのではないか。

また、外部アドバイザーにおいても、県の文化財保護審議会の委員から意見を聴取したり、委員に入っていただくなりすれば、文化財課との連携が明確になるのではないかと考える。

(檜村委員)

⇒文化財課には必要に応じて助言をいただくと共に、博物館だけの人脈等で進まないこともあるため、必然的に文化財課に相談して進めることになる。ただし、博物館も文化財課も職員が変わっていくため、運用上、あえて細かく記載せずに臨機応変に対応できるような文言としている。(事務局：民俗博物館)

⇒臨機応変ということだが、本庁との関わりを明文化した方がよいのではないか(川邊委員)

⇒「～並びに、必要に応じて本庁又は外部から招致した人員による検討会を行う」という文言でどうか。また、檜村委員のご意見では、第4(2)にも文化財課職員を明記した方が良いということか。(事務局：文化財課)

⇒なるべく早い段階で、博物館と文化財課で情報共有出来た方が良いため、第4(1)の段階かなと考えるが、運営上の事もあるため、絶対第4(1)とまでは思っていない(第4(2)の段階でもよい)。ただ、文化財課は日々、文化庁とのやりとりもあるため、文化財課は入った方がよい(檜村委員)

⇒博物館の独自性・独立性はしっかり考えるべきである。博物館と本庁の連携強化はこれまでの議論で確認出来ているが、博物館が組織として独立する中で、「必ず本庁を入れる」という文言とすれば、全てにおいて本庁に伺いを立てる主従の関係になることを少し懸念している。そういった意味では、事務局の言うように、臨機応変に広めに制度設計をしておいて出発はソフトランディングで運用していき、その上で必要に応じてマニュアルを改定していくとした方がよいのではないか。(日高委員長)

⇒人が変わると関係が希薄になることもあるので、ガチガチにはしなくても良いが、協力体制は具体的にしておいた方がよいと思う。(檜村委員)

⇒館長の意見を伺いたい。(日高委員長)

⇒館長の立場で言えば、博物館の学芸員に頑張ってもらっているという意識がある。主従の関係を懸念すると言われれば、確かにそうかなと思うところもある。当然、文化財課とは連携も取っていくので、あまり最初からガチガチに固めず、一旦はこの形で進めていき、必要に応じて改定していきたいと考えている。(事務局：館長)

⇒これまでの議論で、ルールが形骸化していった際に不安があるということだが、そこは博物館の運営協議会が重要な役割を果たしていくと考える。そこが、外部の立場、あるいは第三者の視点でのチェック機能を果たしていく。策定するのはマニュアルなので、現場である博物館の運用の仕方を優先させたいと思うところであるが、どうか。(日高委員長)

- ⇒委員長のご意見のとおり、運営協議会で、きちんと除籍マニュアルに沿って行われているか確認できる仕組みができているというところで、案のとおりでよい（川邊委員）
- ⇒除籍マニュアルの本来の意図や目的から外れてくるような運用となっているのであれば、速やかに改定していく必要があることから、事務局からの事前相談の時点で、私から「3年」から「随時」に変更を意見したところ。（日高委員長）

○第3(1)について、「古民家」で展示等の活用となっているが、どういったことか。（樫村委員）

- ⇒大和民俗公園内の古民家で、触ってもらえるような活用をイメージしている。（事務局：民俗博物館）
- ⇒大和民俗公園内の古民家は大きな魅力の1つであり、博物館と古民家が連動できる環境であるとともに、奈良の民俗博物館の大きな特徴にもなっている。
- 古民家は随時、屋根の修繕等も進めており、素晴らしい古民家コレクションでもあるため、積極的にワークショップ開催や体験型イベントを通して、資料が活用できる。この記載は、奈良の民俗博物館ならではの表現だと考えている。（日高委員長）

○「活用候補資料」「譲渡候補資料」「廃棄候補資料」の序列はどうか。（樫村委員）

- ⇒除籍する資料の中で、まずは活用を考えることが優先されるという趣旨で理解している。なお、「活用候補資料」が、何故除籍対象となっていくかという、博物館資料を文化財として考える場合、損傷した場合におこなわれる修復では、形状を維持する（回復する）という修復が中心となる。一方、活用資料としての民具は、民具として使えるために修理する、すなわち機能を回復させるための修理となる。
- これからは、博物館資料＝文化財→修復、博物館資料＝活用資料→修理というように、それぞれのカテゴリーで修復か修理かの判断が分かれてくる。活用資料は、体験学習等で使う以上、部材の大幅な交換等が必要となってくる。従って、ここでは博物館資料、つまり文化財としての修復ではなく、道具としての機能を回復させるための修理ができる資料となるので、登録資料＝文化財から除籍するという考え方が、「活用（候補）資料」の根底にある。
- 次の序列となる「譲渡候補資料」は、県内で収集した資料が県内のより収集地に近い市町村で保管された方が望ましいと判断される場合は、譲渡となってくる。
- 最後の序列となる「廃棄候補資料」は、どうしようもないものとして廃棄となる。こうした序列がイメージされる。（日高委員長）
- ⇒「活用資料」は、除籍後も活用するということで、依然として博物館は保有しているということか。（下山委員）
- ⇒そのとおり。いわゆる「登録資料」からは一步はずれて、「活用資料」として位置づけられるため、別カテゴリーとして台帳管理する。（日高委員長）
- ⇒今まで、古民家ですぐに活用出来ていたものが、除籍マニュアルに沿って行くと、結構時間がかかることになり、運用上で弊害となる可能性もあるが大丈夫か。（下山委員）

⇒基本的に、今まで資料を触ってもらうという活用は無かった。(事務局：民俗博物館)

⇒文化財保護法でも博物館法でも、資料の活用についてはずっと言われているが、現在の制度設計上、博物館の資料登録あるいは管理の仕方からすると切り分けが非常に曖昧なため、活用が積極的に行えなかった。活用する＝消耗させるということなので、博物館としてしっかり管理していく以上、活用して壊れたものは修理するということになるが、そうすると予算が必要となる。博物館は予算がないので、活用活用と言われても中々活用出来ないというのが、実態としてあると考えている。

民具というのは、実際にこういった道具なのかわからないと魅力が感じられないため、積極的に体験してもらえよう活用資料というカテゴリーを作ること、民俗博物館らしい博物館活動が展開できる。フローで行くと、活用資料に至るまでには手間がかかるが、手間をかけてでも議論をしっかり行った上で活用資料に振り分ける手続きを行わないと、何でもかんでも活用資料ということになりかねないため、しっかり除籍マニュアルに沿って行われるべき。

この、「活用資料」というカテゴリーの創出と手続きのやり方が、知事の言う「奈良モデル」となっていくのではないかと。(日高委員長)

6. 事務局からの説明(収集・保存等方針について)

第4回検討委員会の各委員の意見を踏まえ、再検討した方針となっているが、基本的にはマニュアルでの修正点を反映したものとなっている。

主な修正点は、下記のとおり。

- ・第6条(除籍に関する方針)第1項の「適正」⇒「適切」に変更
- ・第6条(除籍に関する方針)第2項及び第3項を除籍マニュアル修正に沿って変更
- ・第8条(方針の改定)を除籍マニュアル修正に沿って変更

7. 委員の意見

○第6条第2項(2)について、「体験学習」や「学校教育」という文言を入れておいた方が良いのではないかと。(伊達委員)

⇒「体験学習」「古民家展示」「学校教育」の3つを並べるということで、反映させる。(事務局：文化財課)

⇒除籍マニュアルについても、方針に沿って反映させる。(事務局：民俗博物館)

➡「学校教育」を追記。

○除籍マニュアルと共通していえるが、「活用」というワードについて、除籍部分での「活用」と、第5条(活用に関する方針)での「活用」では、前者は除籍範囲で議論する際の活用、後者は資料としての活用ということは文脈で捉えればわかるが、例えば、第6条では「除籍活用」にするなど、第5条の活用と棲み分けする工夫をした方がわかりやすいのではないかと。(川邊委員)

⇒文書上、本当はきっちり保管すべきものを、活用だから除籍にしようとなるリスクがある(下山委

員)

⇒資料としての活用と、除籍となり消耗される民具としての活用を単語として分けた方が良くかもしれない。(川邊委員)

⇒博物館の収集研究、保存活用、教育普及としての一般的な活用と、除籍して積極的なハンズオン等での活用では、活用の意味が違うのに、一つの言葉となっていることは、確かに違和感があるかもしれない。(日高委員長)

⇒博物館業界では、活用というのは体験や触って物を動かすことを活用とよく言う一方、博物館での活用というのは展示して知ってもらうことが本来の意味であると言う方もいる。(檜村委員)

■資料としての「活用」と、除籍後の「活用」が棲み分けできる文言について結論が出なかったため、文言の最終調整として委員長一任とする。

7. 今後について

方針及び除籍マニュアルの委員会(案)がおおよそ決定されたことから、本委員会の開催を今回で最終とし、方針及び除籍マニュアルの文言最終調整及び、知事への報告は委員長一任とすること、各委員了承。